

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年4月17日

世田谷区

### 1. 事業概要

#### (1) 件名

世田谷区立学校昼間時警備業務委託（長期継続契約）

#### (2) 業務概要

履行場所

- ・世田谷区立小学校64校（付属幼稚園9園含む）
- ・世田谷区立中学校29校 通学経路

業務内容

- ・区立小学校及び幼稚園における校門付近立哨及び周辺巡回警備
- ・区立中学校における通学経路警備

#### (3) 履行期間

平成27年9月1日から平成30年10月31日まで

契約期間は平成27年6月からとし、平成27年6月から8月までは履行の準備期間（事前研修等）とする。

本契約締結後に、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除する場合がある。

### 2. 応募資格

次のすべての要件を満たす法人であること。

(1) 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受け、かつ東京都内に本社または支店等を設置していること。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

(3) 次の事項に該当しないこと。

地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者

世田谷区から現に指名停止を受けている者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てがなされていないこと。

- ( 5 ) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日 23世  
経理第709号)に定める除外措置要件に該当していないこと。
- ( 6 ) 教育施設において、同様の警備業務を受託した実績があること。
- ( 7 ) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

### 3. 選定基準

- ( 1 ) 学校昼間時警備業務に対する基本的な考え方
- ( 2 ) 業務実施体制
- ( 3 ) 警備員についての基本的な考え方
- ( 4 ) 災害対策や安全対策、苦情対応等について
- ( 5 ) 個人情報管理について
- ( 6 ) 業務実績
- ( 7 ) 見積金額の妥当性
- ( 8 ) 経営状況

### 4. 応募方法等

- ( 1 ) プロポーザル実施公告について  
世田谷区ホームページに掲載  
(平成27年4月17日(金)～4月30日(木))
- ( 2 ) 募集要領の配付  
配付期間  
平成27年4月17日(金)～4月30日(木)  
配付方法  
世田谷区ホームページにて公開( 子ども・教育 おしらせ )  
区のホームページからダウンロード又は、下記第6本件担当部課で配付(窓  
口配付については土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)
- ( 3 ) 参加表明書の提出について  
提出書類  
(ア) 参加表明書(様式指定)  
(イ) 教育施設において、同様の警備業務を受託した実績があることが分かる書  
類(様式任意)  
(ウ) 警備業法第5条第2項の規定により交付された都道府県公安委員会の認定  
証の写し  
提出期間  
平成27年4月17日(金)～4月30日(木)  
土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時  
提出場所  
下記第6本件担当部課窓口(書類持参のこと(郵送、ファックス等での提出は  
不可)  
参加表明書を提出した事業者について参加資格の確認を行い、招請通知を発  
送する。
- ( 4 ) 提案書等の提出期間、場所及び方法

提出期間

招請通知受領日～平成27年5月22日(金)

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

提出場所

下記第6本件担当部課

提出方法

持参に限る

## 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (6) 本件に関して区から入手した資料や情報等(委託対象校に関する情報等を含む)は、区の許可なく公表又は転載、引用等を行ってはならない。
- (7) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (8) プロポーザル実施過程において、直接委託対象校へ連絡をしたり、委託対象校を訪問(校内に立ち入るなど)したり、職員や保護者等に話を聞くなどしてはならない。

## 6. 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局教育政策部学校職員課 職員係

(世田谷区役所第2庁舎3階35番窓口)

電話 03-5432-2672 ファクシミリ 03-5432-3025

メールアドレス SEA02058@mb.city.setagaya.tokyo.jp